

地方支分部局の設置について (環境省設置法の一部を改正する法律案)

1. 趣旨

今日、廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策、外来生物対策など、国として軸足を地域に置いた環境施策の展開が求められている。

これに対応し、地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、環境省に地方支分部局として地方環境事務所を設置する。

2. 概要

環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置くこととし、その所掌事務等を定める。

